

# 令和5年厚木市教育委員会第1回臨時会日程

日時 令和5年11月27日(月)

午後6時から

場所 第二庁舎4階教育委員会会議室

## 1 開会

## 2 審議事項

日程1 議案第49号 厚木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(案)に係る  
厚木市議会からの意見聴取について

## 3 閉会

議案第49号

厚木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（案）に係る厚木市議会からの意見聴取について

厚木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（案）に係る厚木市議会からの意見聴取について、別紙のとおり回答する。

令和5年11月27日提出

厚木市教育委員会  
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

厚木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（案）に係る厚木市議会からの意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により、厚木市議会議長から意見を求められたので、これに回答する。

(案)

別紙

令和5年11月 日

厚木市議会  
議長 遠藤 浩一 様

厚木市教育委員会  
教育長 佐後 佳親

議案に対する意見聴取について（回答）

当委員会は、令和5年第2回厚木市議会第7回会議（12月定例会議）に提出が予定されている議案第71号厚木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に対し、下記のとおり回答します。

記

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく市長の職務権限の特例については、市長がこれまでの教育委員会における社会教育に対する考えを尊重しながら適切に事務を管理し、執行することについて協議・調整が図られたことから、異議はありません。

担当 教育総務部教育総務課  
教育総務係 西岡  
内線 2600

厚木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。

- (1) 厚木市立公民館条例（昭和46年厚木市条例第11号）第2条第1項の表に掲げる公民館（同条第2項に規定する分館を含む。）、厚木市立図書館、厚木市営体育施設、厚木市立社会教育集会所及び厚木市立あつぎ郷土博物館（以下これらを「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。
- (3) 文化に関する事（次号に掲げるものを除く。）。
- (4) 文化財の保護に関する事。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 施行日前に本則各号に掲げる事務に係る法令、条例、教育委員会規則その他の規程（以下「法令等」という。）の規定により教育委員会（当該事務について法第25条第1項の規定に基づき、その権限が教育長に委任されている場合にあっては、教育長。以下この項において同じ。）がした処分その他の行為で、この条例の施行の際、現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為は、市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。  
（厚木市スポーツ推進審議会条例の一部改正）
- 3 厚木市スポーツ推進審議会条例（昭和40年厚木市条例第9号）の一部を次のように改正する。  
第2条各号列記以外の部分及び第3条第2項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改める。  
（厚木市立公民館条例の一部改正）
- 4 厚木市立公民館条例（昭和46年厚木市条例第11号）の一部を次のように改正する。  
第3条中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第4条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第5条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。  
（厚木市立図書館条例の一部改正）
- 5 厚木市立図書館条例（昭和59年厚木市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(厚木市営体育施設条例の一部改正)

6 厚木市営体育施設条例(昭和59年厚木市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条及び第6条中「教育委員会」を「市長」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第7条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条第1項及び第4項、第10条第1項第4号、第11条、第12条、第13条各号列記以外の部分並びに第14条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表備考5第1号中「教育委員会」を「市長」に改める。

(厚木市立社会教育集会所条例の一部改正)

7 厚木市立社会教育集会所条例(昭和61年厚木市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条、第4条、第5条第1項及び第2項第3号、第6条、第7条、第8条第2項各号列記以外の部分並びに第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(厚木市文化財保護条例の一部改正)

8 厚木市文化財保護条例(平成5年厚木市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条、第4条、第5条第1項並びに第6条第1項、第3項及び第5項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条第2項、第9条、第10条第1項、第11条から第13条まで、第14条第2項、第15条及び第16条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条第1項中「教育委員会に」を「法第190条第2項の規定に基づき、」に改め、同条第2項及び第4項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条各号列記以外の部分及び第19条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第20条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(厚木市立あつぎ郷土博物館条例の一部改正)

9 厚木市立あつぎ郷土博物館条例(平成30年厚木市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条、第5条ただし書及び第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条第2項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第5項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第8条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表大人の項中「教育委員会」を「市長」に改める。

(厚木市職員定数条例の一部改正)

- 10 厚木市職員定数条例(昭和30年厚木市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表市長の事務部局の職員の項中「1,146人」を「1,221人」に改め、同表教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員の項中「220人」を「145人」に改める。

(厚木市住みよいまちづくり条例の一部改正)

- 11 厚木市住みよいまちづくり条例(平成15年厚木市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第36条第6号中「ときは、」の次に「市長及び」を加える。

新旧対照表

新	旧
<p><b>厚木市スポーツ推進審議会条例の一部改正（附則第3項関係）</b>            （所掌事項）            第2条 審議会は、<b>市長</b>の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、又は建議する。</p> <p>(1)～(8) 略            （定数）            第3条 略            2 委員は、次に掲げる者のうちから<b>市長</b>が委嘱する。            (1)～(4) 略</p> <p><b>厚木市立公民館条例の一部改正（附則第4項関係）</b>            （利用の承認）            第3条 公民館を利用しようとする者は、<b>市長</b>の承認を受けなければならない。            2 <b>市長</b>は、公民館の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。            3 <b>市長</b>は、第1項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないものとする。            (1)～(4) 略            （利用承認の取消し等）            第4条 <b>市長</b>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の規定に基づく利用の承認を取り消し、又は公民館の利用を中止させることができる。            (1) 公民館を利用する者がこの条例又はこの条例に基づく<b>規則</b>に違反したとき。            (2) 略            (3) その他<b>市長</b>が必要と認めたとき。            （委任）            第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、<b>規則</b>で定める。</p> <p><b>厚木市立図書館条例の一部改正（附則第5項関係）</b>            （図書館協議会）            第3条 略</p>	<p><b>厚木市スポーツ推進審議会条例の一部改正（附則第3項関係）</b>            （所掌事項）            第2条 審議会は、<b>教育委員会</b>の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、又は建議する。            (1)～(8) 略            （定数）            第3条 略            2 委員は、次に掲げる者のうちから<b>教育委員会</b>が委嘱する。            (1)～(4) 略</p> <p><b>厚木市立公民館条例の一部改正（附則第4項関係）</b>            （利用の承認）            第3条 公民館を利用しようとする者は、<b>教育委員会</b>の承認を受けなければならない。            2 <b>教育委員会</b>は、公民館の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。            3 <b>教育委員会</b>は、第1項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないものとする。            (1)～(4) 略            （利用承認の取消し等）            第4条 <b>教育委員会</b>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の規定に基づく利用の承認を取り消し、又は公民館の利用を中止させることができる。            (1) 公民館を利用する者がこの条例又はこの条例に基づく<b>教育委員会規則</b>に違反したとき。            (2) 略            (3) その他<b>教育委員会</b>が必要と認めたとき。            （委任）            第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、<b>教育委員会規則</b>で定める。</p> <p><b>厚木市立図書館条例の一部改正（附則第5項関係）</b>            （図書館協議会）            第3条 略</p>

- 2 略
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから**市長**が委嘱し、又は任命する。
- (1)～(5) 略
- 4及び5 略  
(委任)
- 第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、**規則**で定める。

#### 厚木市営体育施設条例の一部改正（附則第6項関係）

(使用の許可)

第3条 次に掲げる体育施設を使用しようとする者は、**市長**の許可を受けなければならない。

(1)～(3) 略

2 **市長**は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 **市長**は、第1項の規定により使用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないことができる。

(1)～(3) 略

(回数使用券の発行)

第5条 **市長**は、必要があると認めるときは、体育施設の使用に関し、**規則**で定めるところにより、回数使用券を発行することができる。

(使用料の減免)

第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、**市長**は、**規則**で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、**市長**が災害その他体育施設の使用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により体育施設を使用することができないと認めるときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第8条 **市長**は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第1項の規定に基づく許可を取り消し、又は体育施設の使用を中止させることができる。

(1) 体育施設を使用する者がこの条例又はこ

- 2 略
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから**教育委員会**が委嘱し、又は任命する。
- (1)～(5) 略
- 4及び5 略  
(委任)
- 第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、**教育委員会規則**で定める。

#### 厚木市営体育施設条例の一部改正（附則第6項関係）

(使用の許可)

第3条 次に掲げる体育施設を使用しようとする者は、**教育委員会**の許可を受けなければならない。

(1)～(3) 略

2 **教育委員会**は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 **教育委員会**は、第1項の規定により使用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないことができる。

(1)～(3) 略

(回数使用券の発行)

第5条 **教育委員会**は、必要があると認めるときは、体育施設の使用に関し、**教育委員会規則**で定めるところにより、回数使用券を発行することができる。

(使用料の減免)

第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、**教育委員会**は、**教育委員会規則**で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、**教育委員会**が災害その他体育施設の使用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により体育施設を使用することができないと認めるときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第8条 **教育委員会**は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第1項の規定に基づく許可を取り消し、又は体育施設の使用を中止させることができる。

(1) 体育施設を使用する者がこの条例又はこ

の条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 略

(3) その他市長が必要と認めたとき。

(指定管理者による管理等)

第9条 第3条第1項に掲げる体育施設以外の体育施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、スポーツの普及及び振興を目的として設立された市内に活動の本拠となる事務所を有する法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2及び3 略

4 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

5及び6 略

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者が行う業務(以下「指定管理業務」という。)は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) その他市長が必要と認める業務

2 略

(指定管理者の指定の申請)

第11条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に指定管理業務の実施等についての計画書(以下「事業計画書」という。)その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第12条 市長は、前条の規定による申請があつた場合において、当該申請をした団体が体育施設の設置の目的を効果的に達成することができるものであると認めたときは、当該団体を指定管理者として指定する。

2 市長は、前項の規定による指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者が管理を行う体育施設の名称、当該指定管理者の名称及び所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(指定管理業務に係る協定)

第13条 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1)～(3) 略

の条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) 略

(3) その他教育委員会が必要と認めたとき。

(指定管理者による管理等)

第9条 第3条第1項に掲げる体育施設以外の体育施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、スポーツの普及及び振興を目的として設立された市内に活動の本拠となる事務所を有する法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2及び3 略

4 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める。

5及び6 略

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者が行う業務(以下「指定管理業務」という。)は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) その他教育委員会が必要と認める業務

2 略

(指定管理者の指定の申請)

第11条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に指定管理業務の実施等についての計画書(以下「事業計画書」という。)その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第12条 教育委員会は、前条の規定による申請があつた場合において、当該申請をした団体が体育施設の設置の目的を効果的に達成することができるものであると認めたときは、当該団体を指定管理者として指定する。

2 教育委員会は、前項の規定による指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者が管理を行う体育施設の名称、当該指定管理者の名称及び所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(指定管理業務に係る協定)

第13条 教育委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1)～(3) 略

(指定管理者の指定の取消し等)

第14条 **市長**は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条第1項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理業務に関する**市長**の指示に従わないとき。

(2)及び(3) 略

2 **市長**は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

3 第1項の規定による指定管理者の指定の取消し等の理由により、体育施設の管理を指定管理者が行うことができないときは、**市長**は、臨時に体育施設を管理する。この場合においては、体育施設の使用について、別表に定める額の範囲内において、**市長**が定める使用料を徴収する。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、**規則**で定める。

別表(第4条、第9条、第14条関係)

名称	区分	使用料又は 利用料金	
		市内	市外
略			

備考1～4 略

5 体育施設の使用又は利用に係る1回、午前、午後及び夜間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 「1回」とは、1日につき**市長**又は指定管理者が指定した時間をいう。

(2)～(4) 略

6 略

厚木市立社会教育集会所条例の一部改正 (附則第7項関係)

(利用の承認)

第3条 集会所を利用しようとする者は、**市長**(第5条第1項の規定により集会所の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。)の承認を受けなければならない。

2 **市長**は、前項の規定により利用の承認を受け

(指定管理者の指定の取消し等)

第14条 **教育委員会**は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条第1項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理業務に関する**教育委員会**の指示に従わないとき。

(2)及び(3) 略

2 **教育委員会**は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

3 第1項の規定による指定管理者の指定の取消し等の理由により、体育施設の管理を指定管理者が行うことができないときは、**教育委員会**は、臨時に体育施設を管理する。この場合においては、体育施設の使用について、別表に定める額の範囲内において、**教育委員会**が定める使用料を徴収する。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、**教育委員会規則**で定める。

別表(第4条、第9条、第14条関係)

名称	区分	使用料又は 利用料金	
		市内	市外
略			

備考1～4 略

5 体育施設の使用又は利用に係る1回、午前、午後及び夜間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 「1回」とは、1日につき**教育委員会**又は指定管理者が指定した時間をいう。

(2)～(4) 略

6 略

厚木市立社会教育集会所条例の一部改正 (附則第7項関係)

(利用の承認)

第3条 集会所を利用しようとする者は、**教育委員会**(第5条第1項の規定により集会所の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。)の承認を受けなければならない。

2 **教育委員会**は、前項の規定により利用の承認

ようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないものとする。

(1)～(4) 略

(利用承認の取消し等)

第4条 **市長**は、次の各号のいずれかに該当する場合は、集会所の利用の承認を取り消し、又は集会所の利用を中止させることができる。

(1)及び(2) 略

(3) その他**市長**が必要と認めたとき。

(指定管理者による管理)

第5条 集会所の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、主として当該集会所の存する地域に居住するもので構成される団体であって**市長**が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の指定管理者が行う業務(以下「指定管理業務」という。)は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) その他**市長**が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第6条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に指定管理業務の実施等についての計画書(以下「事業計画書」という。)その他**市長**が必要と認める書類を添えて、**市長**に申請しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第7条 **市長**は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請をした団体が集会所の設置の目的を効果的に達成することができるものであると認めたときは、当該団体を指定管理者として指定する。

2 **市長**は、前項の規定による指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者が管理を行う集会所の名称、当該指定管理者の名称及び所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(指定管理者が行う管理の基準等)

第8条 略

2 **市長**は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1)～(3) 略

(指定管理者の指定の取消し等)

第9条 **市長**は、指定管理者が次の各号のいずれ

を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないものとする。

(1)～(4) 略

(利用承認の取消し等)

第4条 **教育委員会**は、次の各号のいずれかに該当する場合は、集会所の利用の承認を取り消し、又は集会所の利用を中止させることができる。

(1)及び(2) 略

(3) その他**教育委員会**が必要と認めたとき。

(指定管理者による管理)

第5条 集会所の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、主として当該集会所の存する地域に居住するもので構成される団体であって**教育委員会**が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の指定管理者が行う業務(以下「指定管理業務」という。)は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) その他**教育委員会**が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第6条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に指定管理業務の実施等についての計画書(以下「事業計画書」という。)その他**教育委員会**が必要と認める書類を添えて、**教育委員会**に申請しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第7条 **教育委員会**は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請をした団体が集会所の設置の目的を効果的に達成することができるものであると認めたときは、当該団体を指定管理者として指定する。

2 **教育委員会**は、前項の規定による指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者が管理を行う集会所の名称、当該指定管理者の名称及び所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(指定管理者が行う管理の基準等)

第8条 略

2 **教育委員会**は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1)～(3) 略

(指定管理者の指定の取消し等)

第9条 **教育委員会**は、指定管理者が次の各号の

かに該当するときは、第7条第1項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理業務に関する**市長**の指示に従わないとき。

(2)及び(3) 略

2 **市長**は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、**規則**で定める。

#### 厚木市文化財保護条例の一部改正（附則第8項関係）

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第3条 **市長**は、この条例に基づく文化財の指定等に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第4条 **市長**は、市の区域内に存する文化財のうち、重要なものを厚木市指定有形文化財、厚木市指定無形文化財、厚木市指定有形民俗文化財、厚木市指定無形民俗文化財、厚木市指定史跡、厚木市指定名勝又は厚木市指定天然記念物(以下「市指定文化財」という。)として指定することができる。

2 前項の規定による指定をするときは、**市長**は、あらかじめ、指定しようとする文化財の所有者、権原に基づく占有者又は保存に当たっている者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。ただし、当該文化財の所有者等が判明しないときは、この限りでない。

(指定の解除)

第5条 **市長**は、市指定文化財が市指定文化財としての価値を失った場合その他特別の理由がある場合は、その指定を解除することができる。

2 略

(告示、通知及び指定書の交付等)

第6条 **市長**は、第4条の規定による指定をするときは、その旨を告示し、及び当該文化財の

いずれかに該当するときは、第7条第1項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理業務に関する**教育委員会**の指示に従わないとき。

(2)及び(3) 略

2 **教育委員会**は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、**教育委員会規則**で定める。

#### 厚木市文化財保護条例の一部改正（附則第8項関係）

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第3条 **教育委員会**は、この条例に基づく文化財の指定等に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第4条 **教育委員会**は、市の区域内に存する文化財のうち、重要なものを厚木市指定有形文化財、厚木市指定無形文化財、厚木市指定有形民俗文化財、厚木市指定無形民俗文化財、厚木市指定史跡、厚木市指定名勝又は厚木市指定天然記念物(以下「市指定文化財」という。)として指定することができる。

2 前項の規定による指定をするときは、**教育委員会**は、あらかじめ、指定しようとする文化財の所有者、権原に基づく占有者又は保存に当たっている者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。ただし、当該文化財の所有者等が判明しないときは、この限りでない。

(指定の解除)

第5条 **教育委員会**は、市指定文化財が市指定文化財としての価値を失った場合その他特別の理由がある場合は、その指定を解除することができる。

2 略

(告示、通知及び指定書の交付等)

第6条 **教育委員会**は、第4条の規定による指定をするときは、その旨を告示し、及び当該文

所有者等に通知しなければならない。

2 略

3 第4条の規定による指定をしたときは、**市長**は、当該文化財の所有者等に指定書を交付しなければならない。ただし、当該文化財の所有者等が判明しないときは、この限りでない。

4 略

5 指定の解除の通知を受けたときは、所有者等は、速やかに、指定書を**市長**に返還しなければならない。

(管理義務)

第7条 市指定文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく**規則**及び**市長**の指示に従い、市指定文化財を管理しなければならない。

(管理責任者)

第8条 略

2 前項の規定により管理責任者を選任したときは、市指定文化財の所有者等は、当該管理責任者と連署の上、速やかに、その旨を**市長**に届け出なければならない。管理責任者を解任したときも、同様とする。

3 略

(所有者等の変更等)

第9条 市指定文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は、速やかに、その旨を**市長**に届け出なければならない。

2 所有者等又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を**市長**に届け出なければならない。

(所有者等の変更に伴う権利義務の承継)

第10条 市指定文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は、当該市指定文化財に関しこの条例に基づいて行う**市長**の指示その他の処分による旧所有者等の権利義務を承継する。

2 略

(滅失、き損等)

第11条 市指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失したときは、所有者等(管理責任者がある場合は、その者。次条において同じ。)は、速やかに、その旨を**市長**に届け出なければならない。

(所在の変更)

化財の所有者等に通知しなければならない。

2 略

3 第4条の規定による指定をしたときは、**教育委員会**は、当該文化財の所有者等に指定書を交付しなければならない。ただし、当該文化財の所有者等が判明しないときは、この限りでない。

4 略

5 指定の解除の通知を受けたときは、所有者等は、速やかに、指定書を**教育委員会**に返還しなければならない。

(管理義務)

第7条 市指定文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく**教育委員会規則**及び**教育委員会**の指示に従い、市指定文化財を管理しなければならない。

(管理責任者)

第8条 略

2 前項の規定により管理責任者を選任したときは、市指定文化財の所有者等は、当該管理責任者と連署の上、速やかに、その旨を**教育委員会**に届け出なければならない。管理責任者を解任したときも、同様とする。

3 略

(所有者等の変更等)

第9条 市指定文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は、速やかに、その旨を**教育委員会**に届け出なければならない。

2 所有者等又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を**教育委員会**に届け出なければならない。

(所有者等の変更に伴う権利義務の承継)

第10条 市指定文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は、当該市指定文化財に関しこの条例に基づいて行う**教育委員会**の指示その他の処分による旧所有者等の権利義務を承継する。

2 略

(滅失、き損等)

第11条 市指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失したときは、所有者等(管理責任者がある場合は、その者。次条において同じ。)は、速やかに、その旨を**教育委員会**に届け出なければならない。

(所在の変更)

第12条 市指定文化財の所在を変更しようとするときは、所有者等は、あらかじめ、その旨を**市長**に届け出なければならない。ただし、**市長**の行う公開の用に供するための出品をする場合にあっては、この限りでない。

(修理又は復旧)

第13条 市指定文化財の修理又は復旧は、所有者等が行うものとする。この場合において、所有者等は、あらかじめ、その旨を**市長**に届け出なければならない。

(補助金の交付)

第14条 略

2 前項の補助金を交付する場合には、**市長**は、その補助の条件として管理等に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、管理等について指揮監督することができる。

(現状変更等の制限)

第15条 市指定文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、**市長**の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更にあつては維持の措置又は非常災害のために必要な応急の措置を講ずる場合、保存に影響を及ぼす行為にあつてはその影響が軽微な場合は、この限りでない。

2 前項の許可をする場合には、**市長**は、同項の現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(公開の要請)

第16条 **市長**は、所有者等に対し、一定の期間を限って、**市長**の行う公開の用に供するため、当該市指定文化財を出品することを要請することができる。

(文化財保護審議会)

第17条 **法第190条第2項の規定に基づき**、厚木市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、**市長**の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項について**市長**に建議する。

3 略

4 委員は、次に掲げる者のうちから、**市長**が委嘱する。

第12条 市指定文化財の所在を変更しようとするときは、所有者等は、あらかじめ、その旨を**教育委員会**に届け出なければならない。ただし、**教育委員会**の行う公開の用に供するための出品をする場合にあっては、この限りでない。

(修理又は復旧)

第13条 市指定文化財の修理又は復旧は、所有者等が行うものとする。この場合において、所有者等は、あらかじめ、その旨を**教育委員会**に届け出なければならない。

(補助金の交付)

第14条 略

2 前項の補助金を交付する場合には、**教育委員会**は、その補助の条件として管理等に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、管理等について指揮監督することができる。

(現状変更等の制限)

第15条 市指定文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、**教育委員会**の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更にあつては維持の措置又は非常災害のために必要な応急の措置を講ずる場合、保存に影響を及ぼす行為にあつてはその影響が軽微な場合は、この限りでない。

2 前項の許可をする場合には、**教育委員会**は、同項の現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(公開の要請)

第16条 **教育委員会**は、所有者等に対し、一定の期間を限って、**教育委員会**の行う公開の用に供するため、当該市指定文化財を出品することを要請することができる。

(文化財保護審議会)

第17条 **教育委員会に**厚木市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、**教育委員会**の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項について**教育委員会**に建議する。

3 略

4 委員は、次に掲げる者のうちから、**教育委員会**が委嘱する。

(1)及び(2) 略  
5及び6 略  
(審議会への諮問)  
第18条 **市長**は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。

(1)及び(2) 略  
(市指定文化財以外の文化財)  
第19条 **市長**は、市指定文化財以外の文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、及び活用することができるものとする。

(委任)  
第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、**規則**で定める。

**厚木市立あつぎ郷土博物館条例の一部改正（附則第9項関係）**  
(観覧料の減免)  
第4条 前条第1項の規定にかかわらず、**市長**は、特に必要があると認めるときは、観覧料を減免することができる。

(観覧料の不還付)  
第5条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、**市長**は、特に必要があると認めるときは、観覧料を還付することができる。

(資料の特別利用)  
第6条 博物館の資料の撮影、模写、模造その他の特別の利用をしようとする者は、**市長**の承認を受けなければならない。

(博物館協議会)  
第7条 略  
2 協議会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから**市長**が委嘱する。  
(1)～(5) 略  
3及び4 略  
5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、**規則**で定める。

(委任)  
第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、**規則**で定める。

(1)及び(2) 略  
5及び6 略  
(審議会への諮問)  
第18条 **教育委員会**は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。

(1)及び(2) 略  
(市指定文化財以外の文化財)  
第19条 **教育委員会**は、市指定文化財以外の文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、及び活用することができるものとする。

(委任)  
第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、**教育委員会規則**で定める。

**厚木市立あつぎ郷土博物館条例の一部改正（附則第9項関係）**  
(観覧料の減免)  
第4条 前条第1項の規定にかかわらず、**教育委員会**は、特に必要があると認めるときは、観覧料を減免することができる。

(観覧料の不還付)  
第5条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、**教育委員会**は、特に必要があると認めるときは、観覧料を還付することができる。

(資料の特別利用)  
第6条 博物館の資料の撮影、模写、模造その他の特別の利用をしようとする者は、**教育委員会**の承認を受けなければならない。

(博物館協議会)  
第7条 略  
2 協議会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから**教育委員会**が委嘱する。  
(1)～(5) 略  
3及び4 略  
5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、**教育委員会規則**で定める。

(委任)  
第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、**教育委員会規則**で定める。

別表(第3条関係)

区分	常設展示 観覧料	特別展示観覧料(1回につき)	
		個人	団体 (20人以上1人 につき)
大人	無料	1,000円以内 で市長がそ の都度定め る額	個人に係る観 覧料の8割に 相当する額
略			

備考 略

### 厚木市職員定数条例の一部改正（附則第10項関係）

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

区分	定数
市長の事務部局の職員	1,221人
議会の事務局の職員	13人
選挙管理委員会の事務局の職員	6人
監査委員の事務局の職員	8人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	145人
農業委員会の事務局の職員	8人
消防職員	266人
合計	1,667人

2及び3 略

### 厚木市住みよいまちづくり条例の一部改正（附則第11項関係）

(公共公益施設の整備等)

第36条 事業者は、特定開発事業を行うときは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める基準により、公共公益施設を整備しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 文教施設の整備等に関する事項 住宅の建築を目的とする特定開発事業を行うときは、市長及び厚木市教育委員会と協議し、規則で定める措置を講ずること。

別表(第3条関係)

区分	常設展示 観覧料	特別展示観覧料(1回につき)	
		個人	団体 (20人以上1人 につき)
大人	無料	1,000円以内 で教育委員 会がその都 度定める額	個人に係る観 覧料の8割に 相当する額
略			

備考 略

### 厚木市職員定数条例の一部改正（附則第10項関係）

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

区分	定数
市長の事務部局の職員	1,146人
議会の事務局の職員	13人
選挙管理委員会の事務局の職員	6人
監査委員の事務局の職員	8人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	220人
農業委員会の事務局の職員	8人
消防職員	266人
合計	1,667人

2及び3 略

### 厚木市住みよいまちづくり条例の一部改正（附則第11項関係）

(公共公益施設の整備等)

第36条 事業者は、特定開発事業を行うときは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める基準により、公共公益施設を整備しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 文教施設の整備等に関する事項 住宅の建築を目的とする特定開発事業を行うときは、厚木市教育委員会と協議し、規則で定める措置を講ずること。

令和 5 年 11 月 21 日

厚木市教育委員会  
教育長 佐後 佳親 様

厚木市議会議長 遠藤 浩一

議案に対する意見聴取について

令和 5 年第 2 回厚木市議会第 7 回会議（12 月定例会議）に提出が予定されている  
下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 項の規定  
に基づき、令和 5 年 11 月 29 日までに貴教育委員会の回答を求めます。

記

議案第 71 号 厚木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について

担当 議会総務課 議事調査係  
内線 2701